

第1章 総 則

■目的

第1条 関西女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「感恩」及び教学理念「夢と志」に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力と幅広く深い教養を培い、豊かな人間性をそなえた人材の養成を目的とする。

■所在地

第1条の2 本学の所在地を、大阪府柏原市旭ヶ丘三丁目11番1号に置く。

■目的達成と評価

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
3. 前2項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

■教育内容等の改善

第2条の2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2. 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科、学生定員、修業年限及び専攻科

■学科及び学生定員

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

(学 科)	(入学定員)	(収容定員)
保育学科	60名	120名
養護保健学科	25名	50名
歯科衛生学科	80名	240名
医療秘書学科	25名	50名
計	190名	460名

2. 各学科の目的は次のとおりとする。

保育学科

保育に関する専門的知識と技能を教授し、子どもの健全な心身の発達を支援し、幼稚園教諭及び保育士としての使命感を持って社会に貢献できる人材を育成する。

養護保健学科

保健に関する専門的知識と技能を教授し、子どもの教育問題や多様な健康課題に実践的に対応し、社会に貢献できる人材を育成する。

歯科衛生学科

口腔保健に関する専門的知識と技能を教授し、生涯にわたって自らの課題の創造と能力の向上に努め、社会に貢献できる人材を育成する。

医療秘書学科

保健・医療・福祉に関する専門的知識と技能を教授し、多様な医療課題や福祉課題に実践的に対応し、社会に貢献できる人材を育成する。

■修業年限及び在学年限

第4条 本学の修業年限は、保育学科、養護保健学科、医療秘書学科は2年とし、歯科衛生学科は3年とする。

2. 保育学科、養護保健学科、医療秘書学科の学生は4年、歯科衛生学科の学生は6年を超えて在学することはできない。
3. 保育学科及び医療秘書学科の学生は、本条第1項の規定にかかわらず、学長の許可を得て、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修（以下、「長期履修」という。）することができる。
4. 長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

■専攻科

第4条の2 本学に専攻科を置く。

2. 専攻科の規程は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

■学 年

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

■学 期

第6条 学年を分けて次の2学期とする。なお、各学期の授業期間については当該年度の学年暦において定める。

春学期 4月1日から9月30日まで。

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで。

■休 業 日

第7条 本学における休業日を次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 二 日曜日
 - 三 本学園創立記念日（5月14日）
 - 四 春季、夏季及び冬季休業日
2. 前項第四号の休業日は、当該年度の学年暦において定める。
 3. 本条第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休日又は休業日に授業を行うことがある。
 4. 本条第1項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は臨時に変更することができる。

■一年間の授業期間

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

■各授業科目の授業期間

第8条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週から15週までの期間を単位として行うものとする。

第4章 入学・退学・転入学及び休学

■入学の時期

第9条 入学の時期は毎学年の始めとする。

■入学資格

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、本学の入学試験に合格した女子に限る。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

■入学の出願

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に、検定料を添えて提出しなければならない。

2. 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

■入学者の選考

第12条 前条の入学志願者については別に定めるところにより選考を行う。

■入学手続及び入学許可

第13条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金その他の学納金を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。
3. 学長は、正当な理由がなく第1項に規定する手続きをしない者については、入学を取り消すことができる。

■保証人

第14条 保証人は父母とし、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

2. 父母が保証人となることができない場合は成年の親族又は縁故者とする。
3. 保証人が死亡、又はその他の理由によって変更になるときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

■転入学

第15条 本学に転入学を希望する者があるときは欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

2. 他の短期大学から本学へ転入学を志望する者は当該学長の承認書を転入学願書に添えて提出しなければならない。
3. 転入学の場合の在学すべき年数、転学前の修得単位の認定、入学検定料その他の必要な手続き

は教授会の議を経て学長が決定する。

■休 学

第16条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上就学することのできない者は、その事由を詳記して保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2. 前項の事由が疾病である場合は医師の診断書を添付しなければならない。
3. 疾病のため就学することが適当でない認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

■休学の期間

第17条 休学の期間は1学期単位とする。

2. 許可された休学期間の経過後も継続して休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。
3. 休学の期間は通算して、保育学科、養護保健学科、医療秘書学科の学生は4学期、歯科衛生学科の学生は6学期を超えることはできない。
4. 休学の期間は第4条第2項の在学年数に算入しない。

■退 学

第18条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を詳記し保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得なければならない。

■復 学

第19条 休学した者が、復学しようとする場合は、原則として休学期間満了前に復学願により学長に願い出てその許可を得なければならない。

2. 復学の時期は、春学期又は秋学期の初めとする。

■再入学・転学科

第20条 本学に再入学又は転学科を志願する者があるときは、審査の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2. 前項の再入学又は転学科に関する出願及び選考方法については、別に定める。
3. 前2項の規定により、再入学又は転学科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

■除 籍

第21条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

- (1) 第4条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第17条第3項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学納金の納付を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教 育 課 程

■開設授業科目

第22条 本学において開設する授業科目は、共通教育科目、専門教育科目及び教職課程科目の科目系列に区分する。

■学科授業科目・単位数

第23条 共通教育科目は各科共通とし、その授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2. 各科専門教育科目の授業科目及び単位数は、別表第2の1、第2の2、第2の3及び第2の4のとおりとする。

3. 法令に基づく教職課程科目の授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。

第6章 履修の方法、成績の評価、課程修了の認定及び卒業

■履修の方法

第24条 各学期の定められた期間に履修登録を行わなければならない。

2. 第22条に定める開設授業科目の履修方法については別に定める。

■履修単位数の上限

第25条 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1学期に履修できる単位数の上限については別に定める。

■単位の計算方法

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合には、授業の方法の組み合わせに応じ、前掲各号に規定する時間をもって1単位とする。

(4) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価し、所定の単位を与えることができる。

■単位の授与

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格したものには、所定の単位を与える。ただし、当該学期の学費未納者については、単位を与えない。

■試験の時期と方法

第28条 試験の時期は、原則として学期末又は学年末とする。

2. 試験の方法は、筆記、口述、実技、論文などの方法によるものとする。

3. 試験についての細則は別に定める。

■成績の評価

第29条 試験等による成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、不可を不合格とする。

2. 成績の評価基準、GPAについては別に定める。

■他科の専門教育科目の履修

第30条 他科の専門教育科目を履修し、単位修得した場合、10単位を限度に系列任意として卒業に必要な単位数に算入することができる。

■他の短期大学・大学における授業科目の履修等

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、他短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3. 前2項の実施に必要な事項は、別に定める。

■大学以外の教育施設等における学修

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生の他短期大学又は高等専門学校の特攻科等における学修、並びに文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、30単位を限度とする。

■入学前の既修得単位の認定

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に、大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む）を本学入学後、授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

3. 前2項により修得したものとみなし、又は与える単位数は、転入学等の場合を除き、30単位を限度とする。

■他の短期大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度

第34条 前3条の規定により本学において修得したと認めることのできる単位数は、すべてを合わせて、30単位を超えない範囲とする。

■卒業の要件

第35条 本学を卒業するには、保育学科、養護保健学科、医療秘書学科の学生は2年（長期履修学生は3年）以上、歯科衛生学科の学生は3年以上在学し、別表第1、別表第2の1、別表第2の2、別表第2の3、別表第2の4及び別表第3の定めるところにより、次の所定単位数を修得しなければならない。

科目系列	保育学科	養護保健学科	歯科衛生学科	医療秘書学科
共通教育科目	12単位	12単位	18単位	12単位
専門教育科目	40単位	40単位	79単位	40単位
教職課程科目	-		-	-
系列任意	10単位	10単位	0単位	10単位
卒業に必要な最低単位数	62単位	62単位	97単位	62単位

2. 系列任意については、共通教育科目、専門教育科目及び教職課程科目のいずれの科目系列からでも卒業に必要な単位数に算入することができる。

■卒業

第36条 前条の要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

■学位の授与

第37条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第7章 資格課程

■資格の取得

第38条 法令に基づく資格及びその他の資格を取得しようとする者のため、第22条および第23条に基づき本学に歯科衛生士国家試験受験資格課程、教職課程、保育士資格課程及びその他資格に関する科目をおく。

■免許状、資格等の種類

第39条 本学の各学科において取得できる法令に基づく免許状（証）及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科	取得できる免許状及び資格
保 育 学 科	幼稚園教諭二種免許状、保育士資格
養護保健学科	養護教諭二種免許状
歯科衛生学科	歯科衛生士国家試験受験資格

■歯科衛生士国家試験受験資格課程

第40条 本学歯科衛生学科において、歯科衛生士国家試験受験資格を得ようとする者は、第35条に規定する卒業の要件を充足するとともに歯科衛生士法に基づく歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年2月17日文科部・厚生省令第1号、平成16年9月13日文科部科学省・厚生労働省令第5号）に定める単位を修得し、卒業しなければならない。

■教職課程

第41条 教育職員免許状を得ようとする者は、第35条に規定する卒業の要件を充足するとともに教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目及び単位を修得しなければならない。教職課程に関する科目及び単位並びに履修方法については別に定める。

■保育士資格課程

第42条 本学保育学科において保育士の資格を得ようとする者は、第35条に規定する卒業の要件を充足するとともに児童福祉法施行令及び同法施行規則に定める所定の科目及び単位を修得しなければならない。保育士資格課程に関する科目及び単位並びに履修方法については別に定める。

2. 保育士資格課程の定員は60名とする。

■介護福祉士試験受験資格課程

第43条 削除

■その他の資格等

第44条 こども音楽療育士、幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格1級・2級、准学校心理士、秘書士及び情報処理士の資格を得ようとする者は、別に定める科目及び単位を修得しなければならない。

第8章 入学金、授業料、教育充実費及びその他の費用

■入学金等の金額

第45条 本学の入学金、授業料、教育充実費の額は本学則別表第4のとおりとする。

■その他の費用

第46条 入学金、授業料、教育充実費のほか実験、実習その他教育に必要な費用を徴収する。

■納入時期、方法

第47条 授業料、教育充実費及びその他の費用は指定の期日までに次の2学期に分けて納入しなければならない。

区 分	納 期
春学期（4月から9月まで）	4月中
秋学期（10月から翌年3月まで）	10月中

■退学等の場合の授業料等

第48条 春学期又は秋学期の途中で退学した者、転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者の当該期間分の授業料、教育充実費及びその他の費用は徴収する。

■休学者の在籍料

第49条 休学を許可された者は、授業料、教育充実費及びその他の費用に代えて所定の在籍料を納入しなければならない。

■科目等履修料

第50条 科目等履修生の検定料、履修料等については別に定める。

■聴講料

第50条の2 聴講生の聴講料等については別に定める。

■納入金の不還付

第51条 既納の授業料、教育充実費及びその他の費用は理由の如何を問わず還付しない。

第9章 教 職 員 組 織

■教 職 員

第52条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、用務員等の教職員をおく。

2. 本学に、前項のほか、副学長その他必要な教職員をおくことができる。

3. 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

4. 副学長は、全学的立場から学長の職務を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。

■教職員の職務

第53条 教職員の職務は学校教育法の定めるところによる。

第10章 大学評議会及び教授会

■大学評議会

第53条の2 本学及び関西福祉科学大学の教学に関する最高の審議機関として大学評議会をおく。

■大学評議会の構成、その他

第53条の3 大学評議会の構成のほか、大学評議会に関し必要な事項は別に定める。

■教 授 会

第54条 本学に、教授会をおく。

■教授会の構成

第55条 教授会は学長、副学長、教授、准教授及び講師をもって組織する。

2. 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、教授会に前項以外の教職員を加えることができる。

■そ の 他

第56条 前条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第11章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、外国人留学生、研究生

■科目等履修生

第57条 本学で開講する特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、学長が科目等履修生として授業科目の履修を許可することがある。

2. 科目等履修生には、本学則第26条、第27条、第28条及び第29条の規定を準用し、単位を与えることができる。
3. 科目等履修生に関して必要な事項については別に定める。

■特別聴講学生

第58条 他の短期大学又は大学等の学生で当該短期大学・大学等と本学との協議に基づき、本学の授業科目の一部を履修することを希望するものがあるときは、特別聴講学生として聴講を許可することがある。

■聴講生

第58条の2 本学で開講する特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、学長が聴講生として授業科目の聴講を許可することがある。

2. 聴講生には、単位を与えることができない。
3. 聴講生に関して必要な事項については別に定める。

■外国人留学生

第59条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2. 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

■研 究 生

第60条 指導教員のもとで特定の研究課題について指導を受けることを希望する者に、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2. 研究生に関する規程は別に定める。

第12章 賞 罰

■表 彰

第61条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は教授会の議を経て表彰する。

■成績優秀者表彰

第62条 学業成績が優秀で本学学生として他の模範となりうる者を、成績優秀者として表彰する。

2. 成績優秀者表彰に関する規程は、別に定める。

■懲 戒

第63条 本学の学則その他の諸規則に違反し、また学生の本分に著しく反する行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2. 前項の懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 公開講座

■公開講座

第64条 本学において必要があると認めるときは公開講座を設けることがある。

第14章 図書館

■図書館

第65条 本学に図書館をおく。本学教職員並びに学生の自由研究に資する。

2. 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第15章 学生寮及びその他の厚生施設

■学生寮

第66条 本学に学生寮をおく。

2. 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

■その他の厚生施設

第67条 本学に厚生施設として保健室、学生相談室、食堂等をおく。

2. 学生相談室の運営に関し必要な事項があるときは別に定める。

附 則

1. 本学則は、昭和40年4月1日からこれを施行する。
2. 本学則は、昭和42年4月1日からこれを施行する。(保健科設置)
3. 本学則は、昭和47年4月1日からこれを施行する。(保育科の教育課程変更)
4. 家政科廃止認可による改正学則は昭和49年4月1日からこれを施行する。
5. 学則変更による改正事項に関しては、改正された年度以後の入学者についてのみ適用される。
6. 保健科定員増届出による改正学則は、昭和50年4月1日からこれを施行する。
7. 保健科の総定員は、学年進行により完成年度(昭和51年度)に達するまで昭和50年度 150名、昭和51年度 200名とする。
8. 保育科、保健科定員増届出による改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。なお、学年進行により完成年度に達するまで、保育科の総定員は昭和51年度 140名、昭和52年度 200名とし、保健科の総定員は昭和51年度 300名、昭和52年度 400名とする。
9. 5項の規定にかかわらず、第17条の規定は、昭和51年度の在学生にも適用する。
10. 学則第8条別表第1、別表第2及び第33条学納金等の一部変更による改正学則は、昭和53年4月1日からこれを施行する。
11. 学則第11条、第19条及び第33条の変更による改正学則は、昭和56年4月1日から施行する。
12. この学則は、昭和57年4月1日からこれを施行する。ただし、昭和57年度から昭和58年度において保育科及び保健科の総定員は第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。
昭和57年度(保育科)250名(保健科)500名
昭和58年度(保育科)300名(保健科)600名
13. この学則は、昭和59年4月1日より施行する。
14. 学則第33条の変更による改正学則は、昭和61年4月1日から施行する。
15. 歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令、(昭和58年4月12日文部・厚生省令第1

号)の施行に伴う改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、昭和61年度以前に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。

16. 学則第8条別表第1及び第33条の一部変更による改正学則は、平成元年4月1日から施行する。
17. 学則第8条別表第1、第2及び第33条の一部変更による改正学則は、平成2年4月1日から施行する。
18. 学則第8条別表第1の一部変更及び同第3の科目の設置による改正学則は、平成3年4月1日から施行する。
19. イ) 児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号保母を養成する学校その他の施設の修業教科目及び履修方法の一部改正(平成3年厚生省告示第121号)に伴う改正学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし平成4年3月31日以前に保母養成所に入所していたものは、なお従前の例による。
ロ) 学則第8条及び同8条別表第1の一部変更による改正学則は、平成4年4月1日から施行する。
20. この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年3月31日以前に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。
21. この学則は、平成6年4月1日から施行する。
22. この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成7年3月31日以前に入学した者に係る教育課程については、なお、従前の例による。
23. この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成8年3月31日以前に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。
24. この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成9年3月31日以前に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。
25. この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成10年3月31日以前に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。
26. この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日以前に入学した者に係る教育課程については、なお、従前の例による。
27. この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日以前に入学した者に係る教育課程については、なお、従前の例による。
28. この学則は、福祉栄養学科(収容定員100名)設置に伴い平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日以前に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。
29. 学則第25条、第42条別表2の1、2の2、2の3の変更による改正学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日以前に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。
30. 学則第1条、第3条、第23条、第38条、第39条、別表2の2の変更及び第43条、別表2の3の削除による改正学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定にかかわらず、福祉栄養学科については、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
31. 学則第10条の変更及び別表1、2の1、2の2、4の変更による改正学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年3月31日以前に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。

32. 学則第1条、第3条、第4条、第17条、第23条、第26条、第35条、第36条、第39条、第40条、別表1、別表2の2、別表2の3の変更による改正学則は、平成17年4月1日より施行する。平成17年3月31日以前に入学した者に係わる教育課程については、なお、従前の例による。
33. 学則第36条及び第37条の変更による改正学則は、平成18年3月1日から施行する。
34. 学則第3条、第17条、第19条、第42条の2、第43条の変更及び別表2の1の変更による改正学則は、平成18年4月1日より施行する。平成18年3月31日以前に入学した者に係わる教育課程については、なお、従前の例による。
35. 学則第52条、第55条及び別表2の2の変更による改正学則は、平成19年4月1日より施行する。
36. 学則第55条の変更による改正学則は、平成19年5月25日より施行する。
37. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
38. この学則は平成21年4月1日より施行する。ただし、第26条第1項第3号については平成20年4月1日以降に保育科に入学の者からこれを適用する。
39. この学則は、平成22年4月1日より施行する。
40. この学則は、平成23年4月1日より施行する。
41. この学則は、平成24年4月1日より施行する。ただし、学則第38条、第39条、及び第43条については平成23年4月1日以降に医療秘書学科に入学の者からこれを適用する。
42. この学則は、平成24年10月1日より施行する。
43. この学則は、平成25年4月1日より施行し、第26条については平成22年度保育科入学生から適用する。第27条については平成23年度入学生から適用する。また、第35条については平成26年4月1日より施行し、平成25年度入学生より適用する。
44. この学則は、平成26年4月1日より施行する。
45. この学則は、平成27年4月1日より施行する。
46. この学則は、平成28年4月1日より施行する。ただし、別表4の制定による改正学則は、平成28年度入学生より適用する。
47. この学則は、平成29年4月1日より施行する。
48. この学則は、平成30年4月1日より施行する。
49. この学則は、平成31年4月1日より施行する。
50. この学則は、令和2年4月1日より施行する。
51. この学則は、令和3年4月1日より施行する。
52. この学則は、令和4年4月1日より施行する。
53. この学則は、令和5年4月1日より施行する。
54. この学則は、令和6年4月1日より施行する。
55. この学則は、令和7年4月1日より施行する。ただし、第44条のリトミック指導資格1級については、令和6年4月1日以降に保育学科に入学した者より適用する。
56. この学則は、令和8年4月1日より施行する。ただし、別表第4の変更による改正学則は、令和8年度入学生より適用する。

別表第1(学則第22条・第23条第1項)

共通教育科目「各科共通」

総合教養科目

科目	方法	必修	選択
基礎演習Ⅰ	演習	1	
基礎演習Ⅱ	演習	1	
日本語表現法	演習		1
生命倫理学	講義		2
心理学	講義		2
行動科学	講義		2
社会学	講義		2
現代と法(憲法を含む)	講義		2
生物学	講義		2
ポピュラーコース	演習		1
キャリアデザイン	講義		2

外国語科目

科目	方法	必修	選択
英語コミュニケーション	演習		2
フランス語	講義		2
韓国語	講義		2

健康教育科目

科目	方法	必修	選択
健康科学	講義		1
スポーツ	実技		1
ダンスパフォーマンス入門	実技		1

情報教育科目

科目	方法	必修	選択
コンピュータ基礎Ⅰ	演習	1	
コンピュータ基礎Ⅱ	演習		1
データサイエンス入門	講義	2	

福祉教育科目

科目	方法	必修	選択
地域福祉論	講義		2
介護概論	講義		2
手話	演習		1

別表第2の1(学則第23条第2項)

専門教育科目「保育学科」

科目	方法	必修	選択
ピアノⅠ	演習	1	
ピアノⅡ	演習	1	
幼児音楽	演習	1	
幼児造形	演習	1	
幼児体育	演習	1	
教育原 _(教育制度、学級及び学校経営を含む) 理	講義	2	
保育原理	講義	2	
子ども家庭福祉	講義	2	
保育者論	講義	2	
保育の心理学	講義	2	
研究演習Ⅰ	演習	1	
研究演習Ⅱ	演習	1	
ピアノⅢ	演習		1
ピアノ演奏研究	演習		1
子どもと健康	演習		1
子どもと人間関係	演習		1
子どもと環境	演習		1
子どもと言葉	演習		1
子どもと音楽表現	演習		1
子どもと造形表現	演習		1
子ども家庭支援の心理学	講義		2
保育・教育課程論	講義		2
保育内容総論	演習		1
保育内容演習(健康)	演習		1
保育内容演習(人間関係)	演習		1
保育内容演習(環境)	演習		1
保育内容演習(言葉)	演習		1
保育内容演習(音楽表現)	演習		1
保育内容演習(造形表現)	演習		1
保育方法論	講義		2
幼児理解と教育相談	演習		2
特別支援教育論	演習		2
教育実 _(事前事後指導及び人権教育を含む) 習	実習		5
保育・教職実践演習(幼稚園)	演習		2
社会福祉概論	講義		2
子ども家庭支援論	講義		2
社会的養護Ⅰ	講義		2
子どもの保健	講義		2

科目	方法	必修	選択
子どもの食育と栄養	演習		2
乳児保育Ⅰ	講義		2
乳児保育Ⅱ	演習		1
子どもの健康と安全	演習		1
社会的養護Ⅱ	演習		1
子育て支援	演習		1
保育実習Ⅰ（保育所）	実習		2
保育実習Ⅰ（施設）	実習		2
保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習		1
保育実習指導Ⅰ（施設）	演習		1
保育実習Ⅱ	実習		2
保育実習指導Ⅱ	演習		1
保育実習Ⅲ	実習		2
保育実習指導Ⅲ	演習		1
アンサンブル研究	演習		1
造形あそび研究	演習		1
こどものリトミックⅠ	演習		1
こどものリトミックⅡ	演習		1
こどもの運動遊び	実技		1
こどもと臨床	演習		1
キンダーカウンセリング入門	講義		2
病棟保育実習	実習		1
こども音楽療育概論	講義		2
こども音楽療育演習	演習		1
こども音楽療育実習	実習		1

別表第2の2(学則第23条第2項)

専門教育科目「養護保健学科」

科目	方法	必修	選択
保健学概論	講義	2	
解剖学	講義	2	
生理学	講義	2	
微生物学（免疫学を含む）	講義	2	
薬理学	講義	2	
栄養学（食品学を含む）	講義	2	
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む）	講義	2	
研究演習Ⅰ	演習	1	
研究演習Ⅱ	演習	1	
学校保健（学校安全を含む）	講義		2
養護概論	講義		2
養護活動論	講義		2
救急処置Ⅰ	講義		2
救急処置Ⅱ	講義		2
健康相談活動論	講義		2

科目	方法	必修	選択
看護概論	講義		2
看護技術Ⅰ	実習		2
看護技術Ⅱ	実習		2
看護技術Ⅲ	実習		1
看護臨床実習 (事前事後指導及び人権教育を含む)	実習		3
精神保健	講義		2
ICT活用の理論と実践	講義		1
小児保健Ⅰ	講義		2
小児保健Ⅱ (障害児の医学を含む)	講義		2
学校環境衛生	実習		1
臨床医学Ⅰ	講義		2
臨床医学Ⅱ	講義		2
発達心理学	講義		2
口腔衛生学	講義		2
社会人養成演習～感恩～	演習		1
特別講義Ⅰ	講義		1
特別講義Ⅱ	講義		1

別表第2の3(学則第23条第2項)

専門教育科目「歯科衛生学科」

科目	方法	必修	選択
解剖学・口腔解剖学	講義	2	
生理学・口腔生理学	講義	2	
生化学・栄養学	講義	2	
組織学・口腔組織学・発生学	講義	2	
病理学・口腔病理学	講義	2	
微生物学・免疫学・口腔微生物学	講義	2	
薬理学・歯科薬理学	講義	2	
歯科材料学	講義	1	
口腔衛生学Ⅰ	講義	1	
口腔衛生学Ⅱ	講義	1	
衛生学・公衆衛生学	講義	1	
衛生行政・社会保険	講義	1	
歯科衛生学総論	講義	1	
歯科衛生学各論	講義	1	
歯科放射線学	講義	1	
保存修復学	講義	1	
歯内療法学	講義	1	
歯周病学	講義	1	
歯科補綴学	講義	1	
口腔外科学	講義	1	
小児歯科学	講義	1	
歯科矯正学	講義	1	
高齢者・障害者歯科学	講義	1	
歯科予防処置総論	講義	1	

科目	方法	必修	選択
歯科予防処置方法論Ⅰ	実習	1	
歯科予防処置方法論Ⅱ	実習	1	
歯科予防処置方法論Ⅲ	実習	1	
歯科保健指導総論	講義	1	
歯科保健指導方法論Ⅰ	実習	1	
歯科保健指導方法論Ⅱ	実習	1	
歯科保健指導方法論Ⅲ	実習	1	
歯科診療補助総論	講義	1	
歯科診療補助方法論Ⅰ	実習	1	
歯科診療補助方法論Ⅱ	実習	1	
歯科診療補助方法論Ⅲ	実習	1	
臨床検査方法論	実習	1	
口腔介護総論	講義	1	
口腔介護方法論Ⅰ	実習	1	
口腔介護方法論Ⅱ	実習	1	
臨地実習Ⅰ	実習	1	
臨地実習Ⅱ	実習	1	
臨地実習Ⅲ	実習	1	
臨床実習	実習	17	
口腔保健学特論A	演習	1	
口腔保健学特論B	演習	1	
口腔保健学特論C	演習	1	
口腔保健学特論D	演習	1	
口腔保健学特論E	演習	1	
口腔保健学特論F	演習	1	
口腔保健学特論G	演習	1	
口腔保健学特論H	演習	1	
口腔保健学特論J	演習	1	
研究演習Ⅰ	演習	1	
研究演習Ⅱ	演習	1	
研究演習Ⅲ	演習	1	
研究演習Ⅳ	演習	1	

別表第2の4(学則第23条第2項)

専門教育科目「医療秘書学科」

科目	方法	必修	選択
研究演習Ⅰ	演習	1	
研究演習Ⅱ	演習	1	
解剖学	講義	2	
生理学	講義	2	
臨床医学Ⅰ	講義	2	
臨床医学Ⅱ	講義	2	
薬理学	講義	2	
医療秘書概論	講義	2	
診療報酬概論	講義	2	

科目	方法	必修	選択
保健医療関連法規	講義	2	
医療文書管理	演習		1
臨床検査概論	講義		2
医療秘書実務Ⅰ	演習		1
医療秘書実務Ⅱ	演習		1
病院管理学	講義		2
診療報酬請求事務演習Ⅰ	演習		1
診療報酬請求事務演習Ⅱ	演習		1
調剤報酬請求事務演習	演習		1
電子カルテ演習	演習		1
包括算定演習	演習		1
秘書概論	講義		2
秘書実務Ⅰ	演習		1
秘書実務Ⅱ	演習		1
医療秘書病院実習	実習		3
情報の理解と活用Ⅰ	演習		1
情報の理解と活用Ⅱ	演習		1
情報処理演習	演習		1
社会保障制度概論	講義		2
医療情報と管理	講義		2
保健学概論	講義		2
救急処置演習	演習		1
微生物学(免疫学を含む)	講義		2
栄養学(食品学を含む)	講義		2
診療報酬請求事務演習Ⅲ	演習		1
診療報酬請求事務演習Ⅳ	演習		1
医事コンピュータ演習	演習		1
チーム医療とコミュニケーション	演習		1
バイオセラピー	演習		2
キャリアディベロップメントⅠ	講義		2
キャリアディベロップメントⅡ	講義		2
キャリアディベロップメントⅢ	講義		2
キャリアディベロップメントⅣ	講義		2
医療秘書総合実習	実習		2

別表第 3(学則第 23 条第 3 項)

教職課程科目「養護保健学科」

科 目	方法	必修	選択
教 育 原 理 (教育制度、学級及び学校経営を含む)	講義		2
教 師 論	講義		2
発 達 ・ 学 習 過 程 論	講義		2
特 別 支 援 教 育 論	講義		2
教 育 課 程 論	講義		1
教 育 方 法 論 (保健科指導法を含む)	講義		2
道 徳 教 育 論	講義		1
総合的な学習の時間の指導法	講義		1
特 別 活 動 論	講義		1
生 徒 指 導 ・ 教 育 相 談 (カウンセリングを含む)	講義		2
養 護 実 習 (事前事後指導及び人権教育を含む)	実習		4
教 職 実 践 演 習 (養護教諭)	演習		2

別表第 4(学則第 45 条)

学納金の明細

学科	入学金	授業料	教育充実費	合計
保育学科	¥300,000	¥930,000	¥250,000	¥1,480,000
養護保健学科	¥300,000	¥930,000	¥250,000	¥1,480,000
歯科衛生学科	¥300,000	¥930,000	¥300,000	¥1,530,000
医療秘書学科	¥300,000	¥930,000	¥250,000	¥1,480,000

①入学金は第 1 年次入学時のみ納入。

②専攻科の学生及び長期履修学生の学納金は別に定める。